

改正 平成29年3月31日条例第15号

〔北海道病院事業条例の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例第2条による改正〕

北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例をここに公布する。

北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、条例の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、電磁的方法による情報処理の促進を図るとともに、書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて道民の利便性の向上を図り、もって道民生活の向上及び道民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間事業者等 条例の規定により書面又は電磁的記録の保存等をしなければならないものとされている民間事業者その他の者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ア 北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年北海道条例第4号。以下「情報通信技術利用条例」という。)第2条第1号に掲げる道の機関等
 - イ 国の機関(国会及び裁判所に限る。)
 - ウ 地方公共団体の議会
- (2) 道の機関 知事、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、連合海区漁業調整委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、病院事業管理者及び北海道警察本部をいう。
- (3) 条例等 条例及び規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程を含む。)をいう。
- (4) 書面 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 保存 民間事業者等が書面又は電磁的記録を保存し、保管し、管理し、備え、備え置き、備え付け、又は常備することをいう。
- (7) 作成 民間事業者等が書面又は電磁的記録を作成し、記載し、記録し、又は調製することをいう。
- (8) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。
- (9) 縦覧等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧若しくは閲覧に供し、又は謄写をさせることをいう。
- (10) 交付等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を交付し、若しくは提出し、又は提供することをいう。ただし、情報通信技術利用条例第2条第5号に掲げる申請等として行うものを除く。
- (11) 保存等 保存、作成、縦覧等又は交付等をいう。

一部改正〔平成29年条例15号〕

(電磁的記録による保存)

第3条 民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の条例の規定により書面により行わなければならないとされているもの(道の機関が定めるものに限る。)については、当該条例の規定にか

かわらず、道の機関が定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた保存については、当該保存を書面により行わなければならないとした保存に関する条例の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該保存に関する条例の規定を適用する。

(電磁的記録による作成)

第4条 民間事業者等は、作成のうち当該作成に関する他の条例の規定により書面により行わなければならないとされているもの(当該作成に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが条例等の規定により保存をしなければならないとされているものであって、道の機関が定めるものに限る。)については、当該他の条例の規定にかかわらず、道の機関が定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた作成については、当該作成を書面により行わなければならないとした作成に関する条例の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該作成に関する条例の規定を適用する。

- 3 第1項の場合において、民間事業者等は、当該作成に関する他の条例の規定により署名等を行わなければならないとされているものについては、当該条例の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって道の機関が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 民間事業者等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例の規定により書面により行わなければならないとされているもの(道の機関が定めるものに限る。)については、当該条例の規定にかかわらず、道の機関が定めるところにより、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面により行わなければならないとした縦覧等に関する条例の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例の規定を適用する。

(電磁的記録による交付等)

第6条 民間事業者等は、交付等のうち当該交付等に関する他の条例の規定により書面により行わなければならないとされているもの(当該交付等に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが条例等の規定により保存をしなければならないとされているものであって、道の機関が定めるものに限る。)については、当該他の条例の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面の交付等に代えて電磁的方法であって道の機関が定めるものにより当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた交付等については、当該交付等を書面により行わなければならないとした交付等に関する条例の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該交付等に関する条例の規定を適用する。

(規則その他の規程の制定改廃に伴う経過措置)

第7条 道の機関がこの条例の規定に基づき規則その他の規程を制定し、又は改廃する場合においては、当該規則その他の規程で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(道の機関への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、道の機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(金属くず回収業に関する条例の一部改正)

- 2 金属くず回収業に関する条例(昭和32年北海道条例第4号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「帳簿」の次に「(その作成又は備付けに代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は備付けがされている場合における当該電磁的記録を含む。第22条第4号において同じ。)」を加える。

附 則（平成29年 3 月31日 条例第15号抄）

〔北海道病院事業条例の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の附則〕

- 1 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。